

新京都府環境基本計画

～府民みんなの持続可能な環境ビジョン～

平成22年10月

京 都 府

目 次

第 1 章 新京都府環境基本計画の策定にあたって

第 1 節	計画策定の背景	1
第 2 節	京都議定書誕生の地・京都の使命と役割	2
第 3 節	計画の目的等	2

第 2 章 京都府が目指す環境像・社会像

第 1 節	京都府の環境問題及び対策の状況	4
第 2 節	環境問題をめぐる世界・国の動き	12
第 3 節	京都府が目指す環境像・社会像	17

第 3 章 環境施策の基本方針

	環境施策の基本方針	23
--	-----------	----

第 4 章 環境施策の目標及び展開方向

第 1 節	課題別の目標及び施策の展開方向	26
第 2 節	地域別の施策の展開方向	37

第 5 章 計画の推進に向けて

第 1 節	府民、NPO、企業、大学等との協働	45
第 2 節	人材の育成	45
第 3 節	様々な分野の政策の連携と統合	45
第 4 節	計画の推進と実効性の確保	45

第1章 新京都府環境基本計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

京都府は、平成10年9月に、「京都府環境を守り育てる条例」に基づいて、前計画となる京都府環境基本計画を策定しました。前計画は、都市・生活型公害の広がりや廃棄物の増加などに加えて、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題に対する警鐘が発せられるようになった当時の状況を踏まえ、こうした環境問題を巡る新たな課題に、京都府の環境行政が的確に対応していくことを目指したものでした。

前計画に基づいて、京都府は、地球温暖化防止や自然環境保全、循環型社会形成などの各分野ごとにそれぞれの課題に対応した個別条例や計画、アクションプランなどを策定して、制度の構築や施策・事業の実施に取り組んできました。また、産業廃棄物や硫酸ピッチの不法投棄、汚染土壌等の不適正処理、建築物の解体に伴う石綿の飛散など緊急的な環境リスク事案に対しても条例による規制措置や防除体制の強化などの迅速な対応を行ってきました。

前計画の策定から10有余年が経過した現在、経済のグローバル化の流れが世界経済を大きく発展させる一方で、環境問題の国境を越えた拡大や深刻化をもたらしています。

今や、環境問題は、私たちの社会・経済のあり方や人類の生存そのものを脅かす21世紀最大の課題としてその重要性を増してきています。

地球温暖化の進行、資源消費の増大、生物多様性の劣化などが進む中で、これらの問題の克服なくして社会・経済の存続や発展はあり得ないという危機感が世界の人々に広く共有され、持続可能な社会・経済の仕組みづくりへと時代は大きく転換しようとしています。

長い歴史の中で、自然と共生する文化を日々の暮らしや生き方の中に取り込み、受け継いできた京都は、こうした時代の潮流をしっかりと見極め、それに適応した新しい社会・経済のあり方を創造し発信する先導的役割を果たしていかなければなりません。

新環境基本計画は、このような環境問題を巡る様々な変化を踏まえつつ、長期的な視点から京都府が目指す環境像・社会像を描くとともに、それを実現するための施策の基本的な方向を示すために策定するものです。

第2節 京都議定書誕生の地・京都の使命と役割

平成9年12月に「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」が京都で開催され、地球温暖化防止のための温室効果ガス削減に関する初めての法的拘束力をもった国際的枠組みである「京都議定書」が採択されました。京都議定書は地球と人類の未来にとって歴史的な意義を持つものであり、京都府は京都議定書誕生の地という誇りある地位を手にするとともに、地球温暖化対策のモデルとなる取組を実践し、世界に発信していく使命と役割を果たしていくことを決意しました。

京都には、日本の都としての長い歴史の中で培われてきた「人間は自然の一部である」という価値観、「自然と共に生きる」感性、「もったいない」という言葉に象徴される暮らしの知恵などが今も脈々と息づいています。これらは環境問題の解決のための根源的で普遍的な考え方（パラダイム）と重なるものです。

また同時に、京都は、学問の都としての学術研究機関の集積、伝統的な技能や高度な先端技術を擁する産業、それを支える多様で進取の気質に富んだ人材の蓄積を有しています。

京都府は、新環境基本計画の推進を通じて、先駆的な環境対策に取り組むとともに、人々が自然と共生しながら真に豊かな生活を享受することのできる新しい社会・経済の機軸となる価値観やライフスタイルを世界へと発信することによって、環境の時代を切り拓いていくことを目指します。

第3節 計画の目的等

1 計画の目的

新環境基本計画は、京都議定書誕生の地としての京都府の使命と役割を踏まえつつ、京都府が目指す環境像・社会像を明らかにするとともに、その実現のために推進すべき施策の方向を示すことを目的として策定するものです。

2 計画の性格

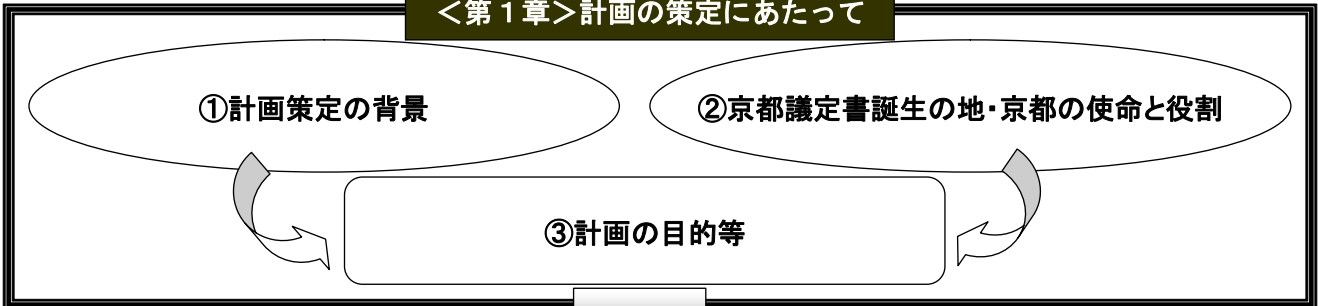
新環境基本計画は、「京都府環境を守り育てる条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものであり、環境行政の推進に関する個別の条例、計画及びアクションプラン並びに府民と協働して取り組む具体的施策・事業などの指針となるものです。

3 計画期間

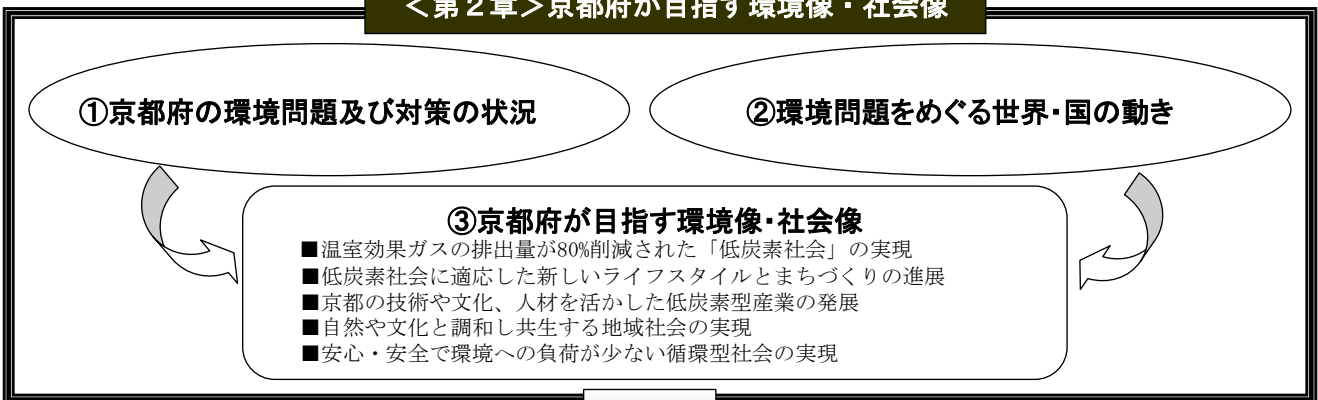
21世紀半ば（2050年頃）の京都府が目指すべき環境像や将来像を展望しながら、近未来のおおむね2020年度を目途として取り組んでいく施策の目標と施策展開の方向を明らかにします。

新京都市環境基本計画の体系

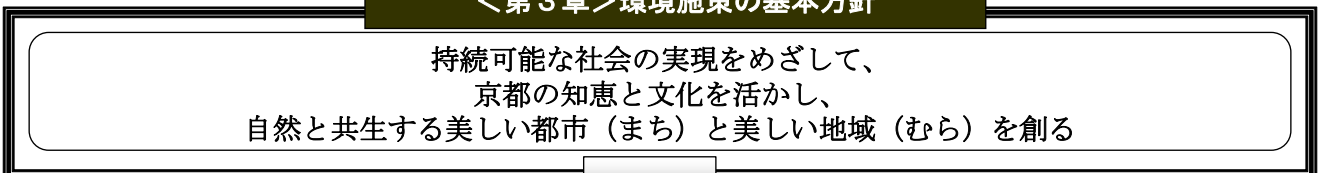
<第1章>計画の策定にあたって



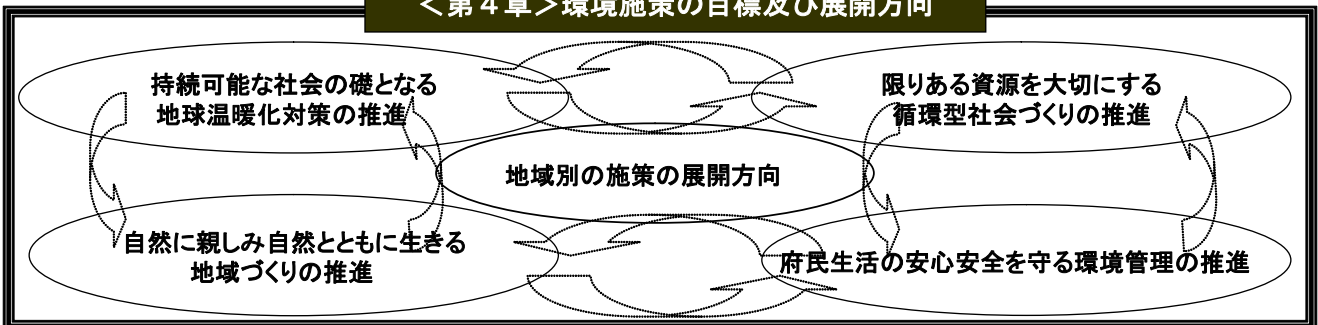
<第2章>京都市が目指す環境像・社会像



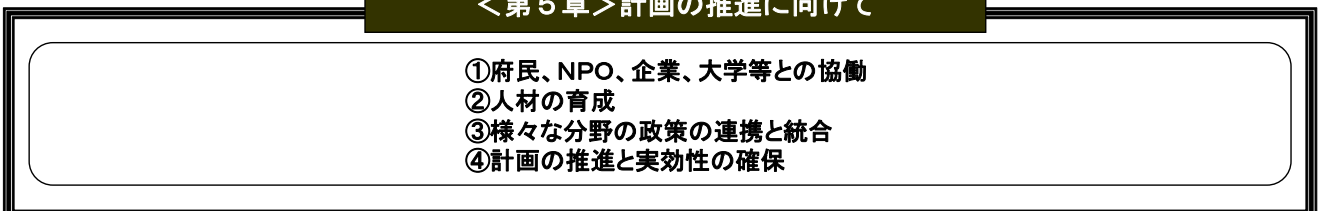
<第3章>環境施策の基本方針



<第4章>環境施策の目標及び展開方向



<第5章>計画の推進に向けて



第2章 京都府が目指す環境像・社会像

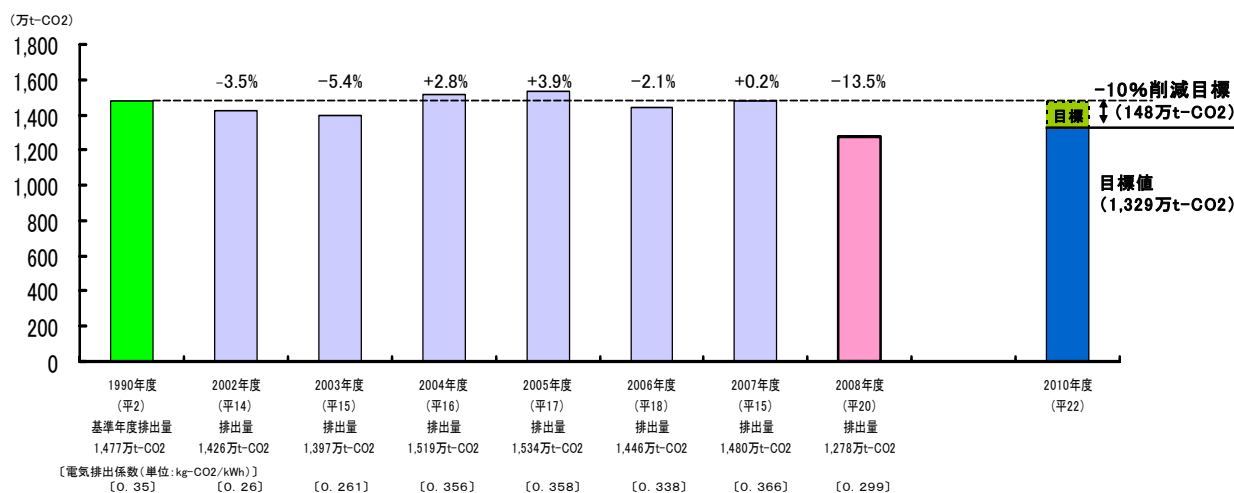
第1節 京都府の環境問題及び対策の状況

1 地球温暖化対策条例に基づく対策の推進

(京都府内における温室効果ガス排出量の推移)

- 京都府内の温室効果ガス排出量は1,278万t-CO₂ (平成20年度(2008年度)速報値)で、京都府地球温暖化対策条例の規定による基準年度の平成2年度(1990年度)と比べると、13.5%減少しています。
- これまでの京都府内の温室効果ガス排出量の推移を見ると、家庭の省エネルギー活動や企業における燃料転換など、様々な主体による温室効果ガス削減対策が進捗し、その効果が現れる一方で、景気による経済活動の動向、冷暖房を要する夏期や冬期の気候条件、さらに火力、水力、原子力など発電の構成率の変動に伴う電気排出係数の変化などが排出量の増減に大きな影響を及ぼしていることが認められます。
- 特に、平成19年度(2007年度)から平成20年度(2008年度)にかけての排出量の大幅な減少は、世界的な金融危機を契機とする景気の低迷や原油価格の高騰によるエネルギー使用料の減少、使用電力の電気排出係数*の低下など、いわば外的な変動要因により一時的に減少した側面もあり、府民一体となって温室効果ガス削減のための取組を引き続き着実に推進していく必要があります。

<京都府の温室効果ガスの排出量の推移>



[用語]

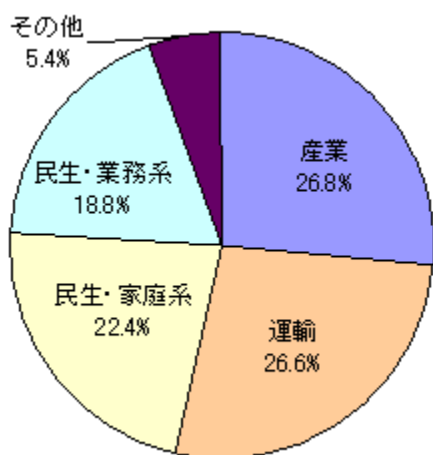
*電気排出係数

使用電気1kWhを発電するためにどれだけのCO₂を排出しているかを示す数値のこと。

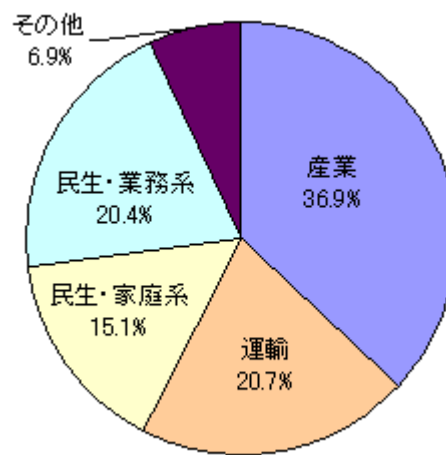
(部門別の温室効果ガスの排出量の状況)

- 京都府内の温室効果ガス排出量の大部分を占めるエネルギー起源の二酸化炭素（CO₂）の排出量を部門別にみると、産業部門26.8%、運輸部門26.6%、民生・家庭部門* 22.4%、民生・業務部門* 18.8%となっています。
一方、日本全体の部門別CO₂排出量割合は、産業部門が36.9%と全体の4割近くを占め、運輸部門20.7%、民生・業務部門20.4%、民生・家庭部門15.1%となっています。
- 両者を比較すると、京都府はエネルギー多消費型産業の事業所が少ないことなどもあって、産業部門の占める割合が相対的に小さく、民生・家庭部門や運輸部門の占める割合が大きくなっています。
- また、部門別排出量の推移をみると、産業部門は1990年度と比べて38.3%の減となっているのに対して、民生・業務部門は4.1%増、民生・家庭部門は1.5%増と増加しています。
- これは、民生・業務部門においては、商業・サービス業の増加やオフィス面積が増加していること、民生・家庭部門においては、世帯当たりの家電製品の増加や世帯数の増加等が原因と考えられます。
- 一方、運輸部門においては、自動車の保有台数は増加していますが、軽自動車の増加や燃費の向上などにより、排出量は6.1%の減少となっています。

<京都府の部門別排出割合>



<日本全体の部門別排出割合>



(平成20年度(2008年度))

〔用語〕

*民生・家庭部門

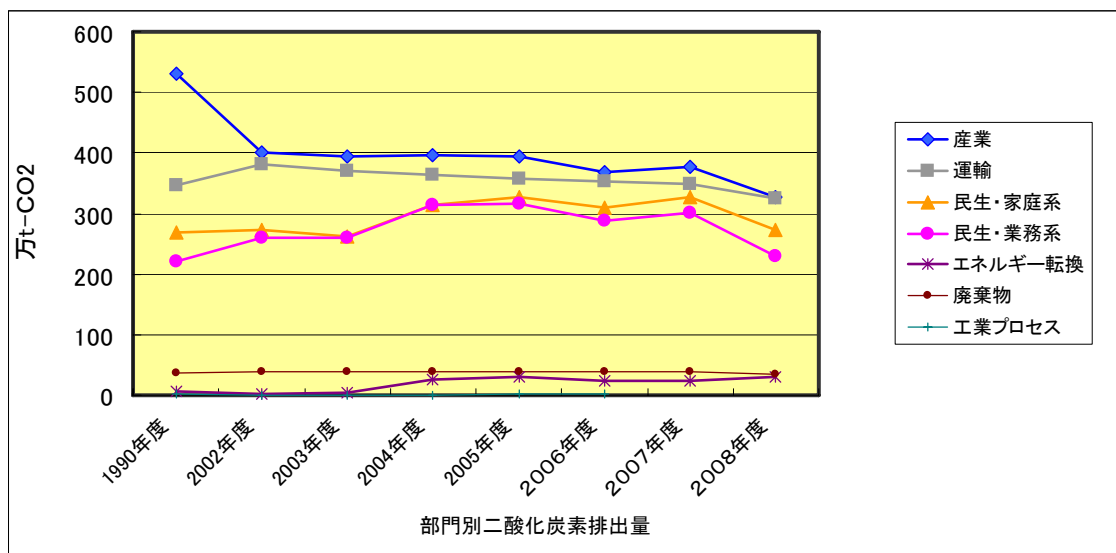
家庭での冷暖房・給湯、家電の使用などを計上する部門（ただし、家庭における自動車の利用は含まない）

*民生・業務部門

商業・サービス・事業所由来のものを計上する部門（ただし、サービス業から電気・ガス・運輸業を除く）

- 産業部門、運輸部門及び民生・業務部門のうち大規模排出事業者の排出量は京都府内排出量全体の約3割を占めており、排出量削減計画書・報告書提出制度などが契機となって削減の取組が進んでいます。一方、中小事業者の排出量も約3割を占めていますが、中小事業者に対しては排出量削減計画書・報告書提出制度の適用はなく、資金面や人材面の要因により、大規模事業者に比べて削減対策が進みにくい傾向がみられます。

<京都府の部門別排出量の推移>



(単位：万t-CO₂)

部 門	1990年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度(90年度比)
産 業	530	395	397	394	369	376	327(-38.3%)
運 輸	346	370	364	357	352	348	325(-6.1%)
民生・家庭	269	263	313	328	310	328	273(1.5%)
民生・業務	220	260	315	317	289	301	229(4.1%)
エネルギー転換	7	4	25	31	23	23	30(329.0%)
廃棄物等	39	41	41	41	41	41	38(-2.6%)
マシ、代替フオン等	66	64	64	66	62	63	56(-15.2%)
合 計	1,477	1,397	1,519	1,534	1,534	1,480	1,278(-13.5%)

<京都府の温室効果ガス排出量に占める中小企業の排出量の割合>

(単位：万t-CO₂)

部 門	温室効果ガス排出量	
	うち中小企業	
産 業	327	102
運 輸	325	276
民生・家庭	273	—
民生・業務	229	79
そ の 他	127	—
合 計	1,480	457 (35.8%)

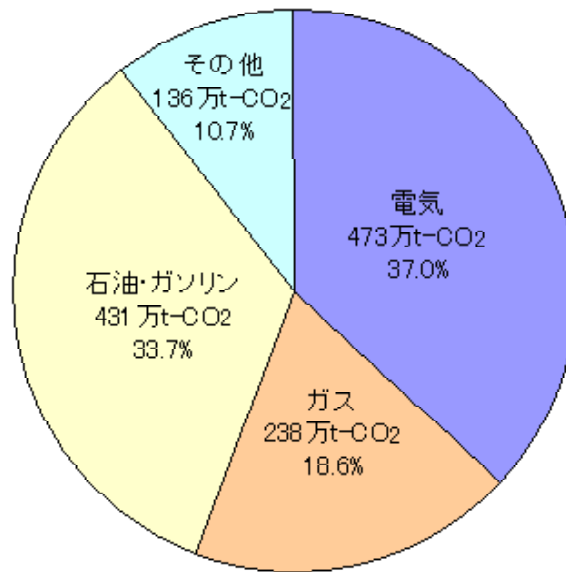
(平成20年度(2008年度)値から推計)

(エネルギー源別の温室効果ガス排出量の状況)

- 京都府内の温室効果ガス排出量をエネルギー源別にみると、電気の占める割合が37.0%と高く、次いで石油・ガソリン33.7%、ガス18.6%となっています。

電気を起源とする排出量は、電気排出係数の変動によって排出量が増減することから、各年度の排出量全体の増減に大きな影響を与える要因となっています。

<京都府のエネルギー使用量割合>



(平成20年度(2008年度))

(京都府の地球温暖化対策の取組)

- 京都府は、平成18年4月に「京都府地球温暖化対策条例」を施行しました。この条例は、平成22年度までに京都府内の温室効果ガス排出量を平成2年度比で10%削減するという目標を掲げています。目標を達成するため、「地球温暖化対策推進計画」やアクションプラン「地球温暖化対策プラン」を策定して、産業、業務、運輸、家庭など各部門における対策を推進しています。

- また、二酸化炭素の吸収源としての働きをはじめとする森林の公益的機能の維持回復を図るため、森林整備や京都府内産木材の需要拡大と合わせて、府民や企業の参画と協働によって森林の整備や利用を行う「京都モデルフォレスト運動」に取り組んでいます。

地球温暖化対策条例に基づく主な施策の実施状況

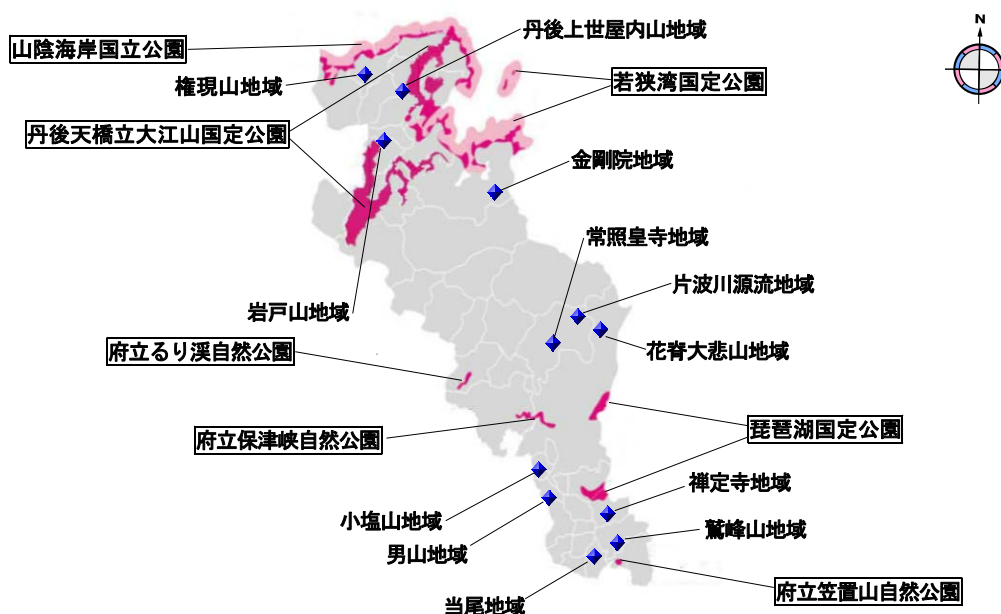
分野	対策の内容	目標値(平成22年度)	達成状況(平成22年8月末現在)	
府の対策 (率先実行)	府の事務事業における温室効果ガスの削減	平成22年度比▲10%超	全体:平成22年度比▲5.6%(平成20年度末現在) 本庁:平成22年度比▲14.4%(平成20年度末現在)	
事業活動に係る 対策	環境マネジメントシステムの普及	—	KES認証取得 1,364事業者	
	事業者排出量削減計画・報告・公表制度	200事業者▲5%	277事業者で▲6.7%(平成20年度末現在) ※うち5%以上削減達成事業者 119事業者 ※要提出事業者100%提出	
建築物に係る対策	建築物排出量削減計画・完了届出・公表制度	年100件	府全体:年94件(平成21年度分)(累計473件) うち京都市:年57件(累計343件)	
	建築物緑化計画・完了届出制度	年100件	年142件(平成21年度分)(累計497件)	
自動車交通に係る 対策	アイドリング・ストップ	—	普及啓発キャンペーンの実施(街頭啓発、ポスター配布等)	
	エコドライブマイスターの設置	800名	709名	
	エコカーマイスターの設置	300名	1,058名	
	事業者によるエコドライブ推進	エコドライブ宣言 200事業所	200事業所	284事業所
		環境にやさしい配送宣言 150事業所	150事業所	168事業所
低公害車の普及促進	25万台	35万7千台(平成22年3月末現在) (ハイブリッドカー 17,336台(平成22年3月末現在)) (天然ガス自動車 633台(平成22年3月末現在))		
電気機器等に係る 対策	京都エコポイントモデル事業	3,000世帯	4,397世帯	
	環境家計簿の利用拡大	10,000世帯	46,538世帯(平成22年2月末推計)	
	省エネマイスターの設置	300名	365名	
自然エネルギーの 利用等による対策	住宅用太陽光発電設置	15,000戸	10,200戸(平成21年度末推計)	
	府施設での太陽光発電導入	500kW	511kW(14施設)	
環境教育・環境学 習の推進	地球温暖化防止活動推進員の設置	200名	279名	
	地球温暖化対策地域協議会の設置	26協議会 (全市町村で設置)	12協議会	
森林保全・整備等	森林吸収源として認められる森林の整備	14.8万ha (約54万t-CO ₂)	約13万ha	
	森林ボランティア団体等の拡大	70団体	60団体	
	「ウッドマイレージCO ₂ 」認証等製品出荷量	年間 16,000m ³	年間 17,272m ³ (平成21年度分)	
環境産業の育成等	京都産業エコ推進機構によるエコ産業の育成、進行	—	—	
国際環境協力の推 進等	KYOTO地球環境の殿堂	—	創設 平成22年2月14日 ※第1回殿堂入り者 グロ・ハルレム・ブルトランド氏 (ノルウェー)、真鍋 淑郎氏(アメリカ合衆国)、ワンガ リ・マータイ氏(ケニア共和国)	
	京都環境文化学術フォーラム	—	第1回 平成22年2月13日、14日 ※参加者 約1,000名	

* 目標値は、地球温暖化対策推進計画等に基づいて平成22年度を目標年度として設定されたものである。

2 人と自然の新たな関係の構築を目指す自然環境保全対策

- 京都府域の約4分の3を占める森林や農地のほとんどは、長年にわたり食料や暮らしの糧を得る場として人々が大切に守り利用してきた里地・里山です。しかし、近年、農山村地域の過疎化や高齢化、木材需要の低迷などにより、森林・農地の手入れが遅れたり、放置される状況が目立っています。里地・里山の荒廃は、地域における水源かん養や保健休養などの多面的な機能の低下、鳥獣被害を引き起こすだけでなく、人と自然の共生を通じて育まれてきた生活文化の喪失にもつながると考えられています。また、身近な自然とふれあうことのできる機会の喪失や、自然に対する親しみや畏敬の念の希薄化も懸念されています。
- 生物多様性の危機は地球規模で起こっている重大な環境問題の一つです。京都府域の野生動植物についても、生息・生育空間である森林や農地の荒廃をはじめ、外来生物の侵入などの要因によって、多くの種が絶滅の危機に瀕しています。京都府では、生物多様性の恵みを将来にわたり享受し、地域固有の生物多様性を保全するため、レッドデータブック（絶滅のおそれのある野生動植物のリスト）を作成するとともに、「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」を制定し、府民の参加・協働による希少種の保全活動を推進しています。また、侵略的な外来生物についても、市町村や関係団体とともに防除活動を推進しています。
- また、自然公園など自然とふれあう場の創出や、里地・里山の再生に取り組んでおり、平成19年8月に誕生した「丹後天橋立大江山国立公園」を加え、合計7箇所、総面積25,737haの自然公園（国立1・国定3・府立3）が指定されています。さらに、学術上高い価値を持つ貴重な自然として「自然環境保全地域」を、歴史的遺産と一体になった自然として「歴史的な自然環境保全地域」を指定するとともに、京都府を代表する都市域の貴重な自然や景観を形成する鴨川について「京都府鴨川条例」を制定して環境の保全に取り組んでいます。地質学的に貴重な地形等をもつ山陰海岸については、平成20年12月に日本ジオパークとして認定され、世界ジオパークネットワーク加盟に向けた取組を関係県とともに進めています。

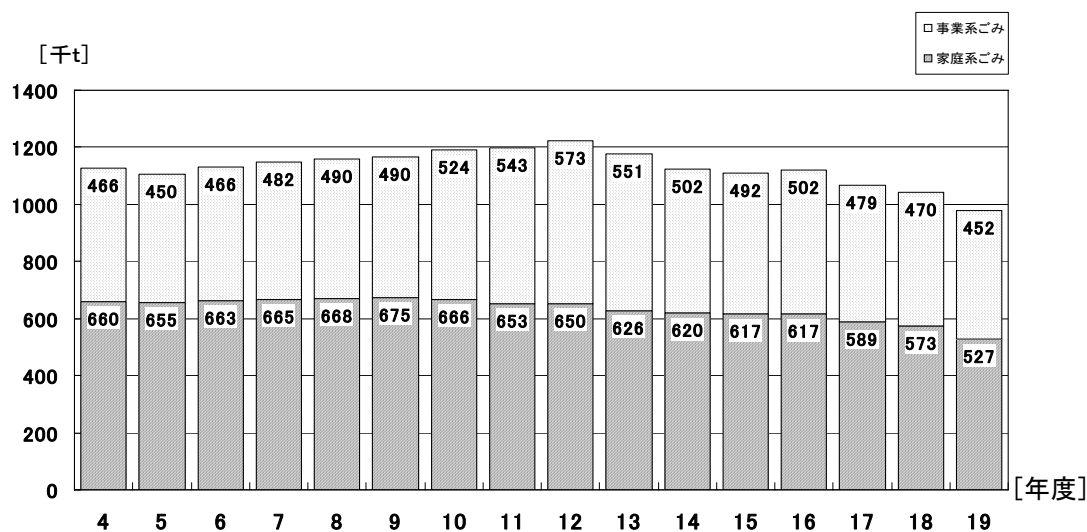
<京都府内の自然公園及び京都府自然環境保全地域等>



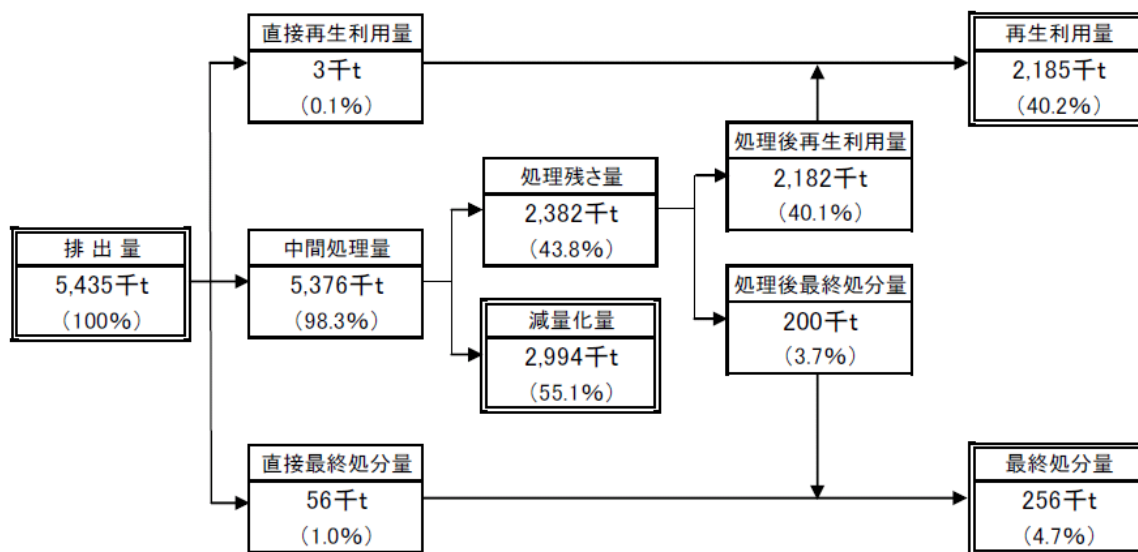
3 廃棄物の発生抑制を目指す循環型社会づくり

- 京都府内においては、1年間に約100万トンの一般廃棄物と約500万トンの産業廃棄物が排出されています。これらは、リサイクルや焼却等の減量処理を行った後、約20万トンの一般廃棄物と約26万トンの産業廃棄物として最終処分場に埋め立てられています。
- 京都府では、「京都府循環型社会形成計画」を平成15年に策定（平成19年改訂）し、一般廃棄物の処理を担当する市町村や産業廃棄物を排出・処理する事業者と連携して、廃棄物の発生抑制や再利用を基本とする3Rーリデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再生利用）の取組を進めています。また、産業廃棄物の排出抑制等を目的として、最終処分場に搬入される産業廃棄物に対する「産業廃棄物税」を平成17年度から導入しています。
- 廃棄物の発生抑制や再生利用等を推進し、最終処分量を極力抑制したとしても、なお埋め立てせざるを得ない廃棄物が発生します。
このため、最終処分場の確保は避けることのできない課題であり、京都府では、本来、民間事業者が設置する産業廃棄物最終処分場を補完するため、公共関与により最終処分場を確保しています。
- 一方、自然環境や生活環境に重大な影響を及ぼす産業廃棄物の不法投棄が、ますます悪質・巧妙化してきています。そのため、京都府では、関係部局、関係地域機関、警察本部等の連携による不法投棄等特別対策本部や特別対策機動班等を設置して、不法投棄事案の早期発見と早期対応に取り組んでいます。

<京都府内の一般廃棄物の排出量の推移>



＜京都府内の産業廃棄物の処理状況（平成17年度推計）＞



4 府民生活の安心・安全を支える環境管理

- 京都府内における大気環境の状況は、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質等については環境基準を達成し、さらに減少傾向にあります。光化学オキシダントについては、依然として環境基準が達成できていません。
- 公共用水域の水質については、河川、海域ともに、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）については、ほぼ問題のない状況です。生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）は、河川では環境基準を達成していますが、海域では特に閉鎖性水域において環境基準が達成されていない状況にあります。
- 大気や水質、騒音などの状況を常に把握し、良好な環境を安定的に維持していくことは、府民生活の安心・安全にとって不可欠な条件です。そのため、京都府では、工場・事業場に対して立入検査や指導を行うとともに測定局等を設置して常時監視を行い、異常な状況が発生した場合には、府民への情報提供と、迅速で的確な対策を講じる体制を確保しています。

第2節 環境問題をめぐる世界・国の動き

- これまで世界経済の発展をもたらしてきた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会・経済システムは、一方で、資源の枯渇や気候変動、生態系や生物多様性の崩壊など地球規模の環境問題を引き起こしてきました。
- これらの問題を解決していくためには、国や地域が個々の利害を超えて、地球温暖化の防止、資源消費の抑制、生物多様性の保全などの目標を共有し、統合的な対策を進めていくことが必要です。そのための国際交渉が様々な形で進められています。
- また、米国をはじめ世界の国々で、環境対策と経済・雇用対策を両立させようとする「グリーン・ニューディール」の動きが広がっています。環境、経済、社会の調和のとれた持続可能な社会の構築に向けて、世界各国が大きく舵を切っていく時代の転換点を迎えていると考えられます。

1 地球温暖化対策をめぐる動き

(地球温暖化に関する科学的知見)

- 国際的な専門家による研究機関である「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が2007年（平成19年）に公表した第4次評価報告書^{*}では、最新の科学的知見として次のような事柄が明らかにされています。
 - ①気候変化とその影響に関する観測結果
気候システムの温暖化には疑う余地がなく、地域的な気候変化により、多くの自然生態系が影響を受けている。
 - ②変化の原因
20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性がかなり高い。
 - ③予測される気候変化とその影響
現在の政策を継続した場合、世界の温室効果ガスの排出量は今後20～30年増加し続け、その結果21世紀には20世紀に観測されたものより大規模な温暖化がもたらされると予測される。
 - ④適応と緩和のオプション
気候変化に対する脆弱性を低減させるには、現在より強力な適応策が必要である。
また、適切な緩和策の実施により、今後数十年にわたり、世界の温室効果ガス排出量の伸びを相殺、削減することができる。
 - ⑤長期的な展望
既存技術及び今後数十年で実用化される技術により温室効果ガス濃度を安定化させるために、今後20～30年間の緩和努力と投資が鍵となる。

<地球温暖化の影響の現状>

指標	観測された変化
世界平均気温	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年までの100年間に世界の平均気温が0.74 (0.56~0.92) °C 上昇。 ・最近50年間の昇温の長期傾向は過去100年間のほぼ2倍。 ・最近12年(1995年~2006年)のうち、1996年を除く11年の世界の地上気温は1850年以降で最も温暖な12年の中に入る。 ・北極の平均気温は過去100年間で世界平均の上昇率のほとんど2倍の早さで上昇。
平均海面水位	<ul style="list-style-type: none"> ・20世紀を通じた海面水位上昇量は17cm ・1993年~2003年の上昇率は年当たり3.1mm
暑い日及び熱波	<ul style="list-style-type: none"> ・発生頻度が増加
寒い日、寒い夜 霜が降りる日	<ul style="list-style-type: none"> ・発生頻度が減少
大雨現象	<ul style="list-style-type: none"> ・発生頻度が増加
干ばつ	<ul style="list-style-type: none"> ・1970年代以降、特に熱帯地域や亜熱帯地域で干ばつの地域が拡大。激しさと期間が増加
氷河、積雪面積	<ul style="list-style-type: none"> ・南北両半球において、山岳氷河と積雪面積は平均すると縮小

資料：IPCC「第4次評価報告書^{*}」に基づき環境省作成(「平成22年度版環境白書」)

(国際交渉の動向)

- こうした科学的知見に基づき、地球温暖化対策に関する国際的なルールづくりの議論が進められています。

気候変動枠組み条約の下に2005年(平成17年)に発効した京都議定書は、先進国に対して、第一約束期間(2008年~2012年)における温室効果ガスの削減を義務づけているものです。

先進国の中でも京都議定書に参加していない国(アメリカなど)があること、開発途上国の中にも経済発展によって温室効果ガスの排出量が著しく増加している国(中国など)が存在することなどを踏まえて、京都議定書の第一約束期間後の枠組みについては、世界各国における「共通であるが差異のある責任及び各国の能力」という考え方に沿って、今後、世界全体の排出量を2050年までに半減させる過程として、2013年以降の先進国の削減目標と途上国の削減行動、先進国から途上国への資金や技術の移転についての新たなルールを構築していくことが課題となっています。

- 2008年（平成20年）に開催されたG 8 北海道洞爺湖サミットでは、「2050年までに世界全体で温室効果ガスを半減する長期目標を気候変動枠組条約の全締約国が共有すること」が合意されました。

さらに、翌2009年（平成21年）にイタリアで開催されたG 8 ラクイラサミットでは、地球全体の平均気温の上昇を産業革命以前から2℃を超えないようにすべきとの共通認識のもと、「先進国全体として2050年までに80%又はそれ以上削減する」という目標が合意されました。

しかし、同年12月にデンマーク・コペンハーゲンで開催された「気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）」では、先進国、中興国、開発途上国の間の対立の構図が浮き彫りになる中で、京都議定書の第一約束期間後における法的拘束力のある新たな枠組みの合意に至らず、その後の交渉に委ねられました。

（日本国内の取組）

- 京都議定書は、日本国に対して第一約束期間（2008年～2012年）中の温室効果ガス排出量を基準年（1990年）比で6%削減するという法的拘束力のある約束を課しています。この約束を達成するために、国は「京都議定書目標達成計画」を定めるとともに、国、地方公共団体、事業者及び国民など様々な主体による対策が進められています。
- しかし、国内の温室効果ガス総排出量は、2008年の確定値で12億8,200万トンと基準年の総排出量（12億6,100万トン）を1.6%上回るなど、6%削減の約束を達成するために、森林吸収源対策や京都メカニズムでの削減対策をも含む対策の強化が必要な状況になっています。
- また、日本政府は、2009年（平成21年）9月に開催された国連気候変動首脳級会合において、「すべての主要国の参加による意欲的な目標の合意を前提として、日本国内の温室効果ガス排出量について、2020年までに1990年比で25%削減を目指す」ことを表明し、その具体的な政策の枠組みを確立するための法整備などが進められています。

〔用語〕

***第4次評価報告書**

世界気象機関（WMO）と国連環境機関（UNEP）により組織された「気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change、IPCC）」によって発行された地球温暖化に関する報告書のこと。

2 生物多様性の保全をめぐる動き

- 地球上には3,000万種ともいわれる多様な生きものが生存しています。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性などを意味する生物多様性は、人間を含むすべての生命と暮らしの存立基盤となるものです。しかし、現在、地球上の種の絶滅は、この数百年で、過去の平均的な速度のおよそ1,000倍という早さで進んでおり、年間に4万種の生物が絶滅しているとも言われています。
- 日本国内においても、開発や乱獲、里地・里山の手入れ不足による自然の質の低下、外来種による生態系の攪乱、さらに地球温暖化の影響も加わって、国内の野生動植物の3割が絶滅の危機に瀕しています。
- 生物多様性が、地球規模で失われつつあるという危機感を背景として、世界中のほとんどの国や地域が、1993年（平成5年）に発効した生物多様性条約の締約国となっています。2010年（平成22年）には、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が日本で開催され、2010年目標の検証と新たな目標策定、遺伝資源の公正な配分に関する国際的枠組みづくりなどが協議されることになっています。
- 日本国内においては、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策目標や取組の方向性を示した「第三次生物多様性国家戦略」が平成19年に策定され、過去100年間に破壊された国土の生態系を100年かけて回復する「100年計画」、今後5年間程度で取り組むべき施策の「基本戦略」、具体的な「行動計画」が提示されています。

また、平成20年5月には、生物多様性を保全し、自然と共生する社会を実現するための施策の枠組みを規定する生物多様性基本法が制定されています。

3 循環型社会づくりをめぐる動き

- 世界人口の増加や途上国を含めた経済発展に伴い、世界的な資源需要の増大、天然資源の枯渇が懸念される一方で、廃棄物問題が一層深刻化することが予測されています。

廃棄物の量的な増加に加えて、有害廃棄物の不法な越境移動や処理能力の不足による環境汚染が引き起こされるおそれも高まっています。

- そのため、各国においてそれぞれ循環型社会を構築するための取組とともに、廃棄物等の不法な輸出入を防止する取組や、国際協力による先進的な技術を活用した資源循環の管理の仕組みづくりが進められています。

- 日本国内においては、循環型社会を構築するための仕組みとして、循環型社会形成推進基本法のもとに、容器包装、家電、食品、建設、自動車に関してそれぞれの物品の特性に応じたリサイクル法が制定されるとともに、国等が率先して再生品などの調達を推進するためのグリーン購入法が制定されています。

- また、循環型社会形成推進基本法に基づいて、平成20年に第2次循環型社会形成推進基本計画が策定されています。この計画では、2015年度（平成27年度）に1人1日当たりの家庭から排出するゴミの量を平成12年度比約20%減、事業系ごみの総量を同20%減、産業廃棄物の最終処分量を同60%減とする目標が設定され、国による取組として、発生抑制を主眼とした3Rの仕組みの充実や、グリーン購入の徹底など循環型社会の構築に寄与するビジネスの振興などが推進されています。

第3節 京都府が目指す環境像・社会像

京都府における様々な環境問題の現状と国や国際社会の環境問題をめぐる動きを踏まえつつ、長期的視点に立って、21世紀半ば（2050年頃）を目途に京都府が目指す環境像・社会像を展望します。

■温室効果ガスの排出量が80%削減された「低炭素社会」の実現

府民生活や産業活動の低炭素化が進展し、京都府内の温室効果ガス総排出量は80%削減(1990年比)されています。

- 2050年頃には、石油資源の枯渇や国際的な地球温暖化対策の強化によって、世界経済の低炭素化への転換が進んでいます。
- エネルギー供給面では、石油資源は可採埋蔵量を超えて、年々生産コストが増大し、希少資源化しています。石炭や天然ガスは潜在的な可採埋蔵量が大きいため、即ちに枯渇する状態にはありませんが、国際的な地球温暖化対策の枠組みが強化される中で、それら化石燃料の生産や利用について様々な制約が課せられるようになっています。
- エネルギー消費における電力の割合が高くなっていますが、火力発電所における石炭からの燃料転換、発電効率の向上、発電所でのエネルギーのカスケード利用*などが進み、低炭素化が進展しています。また、再生可能エネルギーに関する固定価格買取制度及び電力の供給側と需要側とを効率的につなぐスマートグリッド*などの技術革新によって、地域分散型エネルギー供給システムが拡大しています。
- その結果、地域特性を活かした太陽光や太陽熱、風力、小水力、バイオマス、地熱などの再生可能エネルギーの供給が飛躍的に増加しています。
- エネルギー需要面においては、家庭、産業、運輸などの各部門で省エネルギーの取組が進展するとともに、新たな技術開発により、石油等の化石資源に依存しない素材、製品、サービスなどが普及しています。
- このように資源の有限性や地球環境の制約から避けることができない脱化石燃料化の潮流に、京都府はいち早く適応し、世界のモデルとなる持続可能な低炭素社会を実現しています。

〔用語〕

*発電所でのエネルギーのカスケード利用

発電と併せて排熱などエネルギーを多段階に活用すること。

*スマートグリッド

情報通信技術を活用し電力を効率良く安定供給できるよう設計した送電網のこと。

■低炭素社会に適応した新しいライフスタイルとまちづくりの進展

京都の歴史や風土に育まれてきた「人は自然の一部である」という価値観、「自然と共に生きる」感性、「ものを大切にする」暮らし方の知恵などに基づく新しいライフスタイルが広く受け入れられ、それに適応した住環境整備や都市整備が進展しています。

(ライフスタイル)

- 府民の日常生活の中に、省エネルギーや省資源・リサイクルなどの環境行動が、広くかつ深く浸透しています。また、「モノを購入する」スタイルから、カーシェアリング*のように、様々な「モノを共同で利用」し、必要なときに必要なサービスを購入するスタイルへの転換が進んでいます。
- 余暇を自然の中で過ごすライフスタイルが、家族とのつながりや地域コミュニティを大切にする考え方とともに、各世代を通じて受け入れられ定着しています。

(住宅)

- 人口減少に伴い世帯数も減少に転じており、建替えや改修を機に、一人当たりの居住面積の拡大とともに、省エネルギー性能が著しく向上し、自然環境や景観と調和した長寿命の良好な地域ストックを形成しています。
- 住宅関連の設備機器も、照明、空調、給湯などの効率化や、待機電力消費率の改善などが進んでおり、住宅に併設された太陽光、太陽熱などの再生可能エネルギーを利用することによって、温室効果ガスを排出しない住宅も多く見られるようになっていきます。

(都市)

- 都市は、街全体が豊かな緑に包まれ、歩道の透水性舗装や道路の遮熱性舗装、建築物の屋上・壁面緑化、断熱構造化などが標準化されています。
コンパクトな都市づくりが進展し、公共交通のネットワーク化やライフスタイルの変化とともに、移動手段として徒歩や自転車、公共交通機関の利用が進んでいます。自家用、業務用、公共用を含めて自動車のほとんどは、電気自動車に置き換わっており、走行時・停車時に全く排気ガスを出さず、クリーンな都市環境が保たれています。

〔用語〕

*カーシェアリング

あらかじめ登録した会員の間で自動車を共同使用するサービスのこと。

(農山漁村)

- 豊かな自然環境・個性ある景観や文化、ゆとりのある生活を享受することができる農山漁村での居住志向が高まり、都市と農山漁村の両方で暮らす二地域居住などのライフスタイルが広がっています。また、情報通信技術の進展により、農山漁村に居住しながらもオフィスワーク等ができる環境が整い、若年層を含む定住者が増加しています。

- 地域の特性に合わせて、太陽光・太陽熱をはじめ、風力や小水力、バイオマスなどの地域分散型の再生可能エネルギーが導入され、日常生活用のエネルギーや農機具等の動力源として利用されています。

公共交通機関が少ない農山漁村における移動手段として不可欠な自動車は、電気自動車に置き換わっています。

- 農林水産業は、産地直送や地産地消、旬産旬消、食育活動などの展開により高付加価値化が進み、土づくり、適正な施肥や病虫害防除・除草など、環境負荷の少ない農業が普及しています。

また、軽トラックやトラクター、コンバイン、チェーンソー等の機械が電動化されたり、農業用ハウス等にバイオマスエネルギーが活用されるなど、化石燃料を使わない生産システムが浸透しています。

(森林)

- 森林の生産要素としての経済的価値だけでなく、水源の涵養、国土や生態系の保全、二酸化炭素の吸収・固定、心身のレクリエーションなどの共有財＝コモンズとしての価値が、社会に認められ人々の意識に浸透しています。

- 木材生産を主体とする森林においては、林業事業者により良質な木材の生産とそのための間伐等の適正な管理が行われています。森林の循環利用を促進する観点から、建築用材やバイオマス資源としての需要拡大が図られています。

- 里山など環境保全機能を主体とする森林においては、林業事業者だけでなく企業や地域団体、NPO、大学などが協働で森林整備を行うモデルフォレスト運動が拡大し、地域固有の景観・生活文化の保存再生や自然体験活動の場としての役割を果たしています。

■京都の技術や文化、人材を活かした低炭素型産業の発展

産業構造のサービス化が一層進むとともに、エネルギー多消費型の産業が縮小し、エネルギー少消費型の産業が伸長しています。

京都に培われてきたデザイン力などの文化的蓄積、伝統的技術をもとに新たな境地を切り拓く革新力と時代に対する先取性を発揮して、卓越した環境技術を擁する新産業が生まれ発展しています。

- 京都府の産業構造は、従来からサービス産業の比重が大きく、製造業についてもエネルギー多消費型の産業の比重が小さいことから、他地域に比べると産業構造の変化は比較的緩やかです。それぞれの企業が高い環境意識をもって、環境マネジメントを導入し、省資源や省エネルギーの取組を推進しています。
- 京都の企業や大学に蓄積された先端的な知識・技術を活かして、新世代電池、太陽光・風力・バイオマス等の新エネルギーをはじめとする環境対応技術の研究・開発・産業化のグローバル拠点京都が実現しています。そうした中、電気機械や電気自動車関連など低炭素社会に適応した業種・業態への転換が進むとともに、新素材、バイオ、ナノなどの新しい分野のベンチャー産業が数多く隆興しています。
- 個々の工場等では、工業炉、ボイラー、モーター等のエネルギー効率が新技術の開発と普及により大幅に改善されています。
また、製品などに使用されている素材を、低エネルギーで無駄なく再利用できるリサイクル技術が開発され、資源の循環利用率が大幅に向上しています。
- 産業構造のサービス化によって、京都府内における商業をはじめホテル、レストラン、観光その他サービス業務部門の比重は更に高まりますが、これらサービス業においても低炭素化に対応するため、オフィスや商業店舗の高断熱化やBEMS*（ビルエネルギー管理システム）、高性能の省エネルギー機器の導入が進みます。
- 物流を支える運輸部門においても、ICT*等を活用した効率的な物流システムが構築され、トラックによる小型輸送と船舶・鉄道による大型輸送の接続効率化などによりモーダルシフトが進んでいます。
また、トラックなどの輸送機器のエネルギー効率改善（ハイブリッド化等）が進んでいます。

〔用語〕

*BEMS（ビルエネルギー管理システム）

Building and Energy Management Systemの略で、ビルエネルギー管理システムのこと。ビルの機器・設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステムのこと。

*ICT

Information and Communication Technologyの略で、情報・通信に関連する技術一般の総称で、情報通信技術のことを指す。

■自然や文化と調和し共生する地域社会の実現

地域の文化を育み、人が適切に関わることで守られてきた里地、里山、里海の自然が再生・保全されるとともに、都市には緑の空間が適切に配置され、郊外に足を伸ばすと自然公園など自然とふれあうことのできる場が整備されています。また、原生的な自然についても、学術研究等を通じて調査・保全活動が進められています。

生物多様性の大切さが人々に理解され、地域固有の希少動植物を守るための活動や外来生物の防除活動が、保全団体、NPO、企業等により展開されています。

- 環境と調和した農林水産業や多様な主体によるモデルフォレスト運動・エコツーリズム等の取組を通じて、里地、里山、里海などの自然が再生され、その豊かな恵みが農林漁業や地域の特色ある生活文化を維持発展させています。
多くの人々が、余暇などを利用して自然と親しみ、自然の中で心身をリフレッシュしたり、家族、友人との交流を楽しんでいます。
- 大学と連携した調査・研究活動を中心に、原生的な自然環境の保全が進められています。また、近畿有数の原生林と言われる由良川源流の森林を中心とする貴重な自然環境については、地域固有の優れた生態系が府民協働で保全されています。
- 生態系の恵みが暮らしや産業活動を支えていることへの認識が広まり、森林バイオマス等の生活利用、減化学肥料・減農薬などの環境にやさしい農業や生物多様性に配慮した資材調達（森林認証等）が広がるなど、生活及び経済活動の両面において生物多様性への配慮が仕組みとして組み込まれ、定着しています。
- 地域住民や保全団体、関係団体等の協働による取組によって、絶滅の危機にあった野生動植物の個体数が回復し、有害鳥獣や外来生物が適切に制御・管理され、地域全体の生物多様性が保全されています。
- 開発事業等における環境対応技術が飛躍的に向上するとともに、自然や文化と調和する公共事業の推進により地域生態系や文化が維持されています。

■安心・安全で環境への負荷が少ない循環型社会の実現

大気、水質、騒音等の環境基準が達成され、澄んだ空気、美しい川の流れが実感できる快適環境が実現しています。

また、家庭の環境意識の高まり、企業の環境リスクマネジメントやゼロエミッション*の取組強化などを通じて、廃棄物の排出量が減少するとともに、不法投棄や有害物質による環境汚染などの事案も著しく減少しています。

- 化学物質等の管理や環境監視が適切に実施され、化学物質の利用に伴う人の健康や生態系への悪影響を及ぼすリスクは、極めて低くなっています。
- 廃棄物の発生抑制、リサイクル技術の革新等により廃棄物が限りなくゼロに近くまで削減されるとともに、バイオマス系の廃棄物の有効利用をはじめ、資源・エネルギーの回収が徹底的に行われており、不法投棄等の廃棄物の不適正処理が撲滅された循環型社会が構築されています。
- 家電や自動車等のほか、家庭内のあるゆる物品について資源循環の仕組みが構築され、すべての商品にカーボンフットプリント*や環境配慮情報が表示され、消費者はこれを参考に購買しています。こうした取組から、エネルギー効率、資源循環性を大幅に改善した製品の使用による環境負荷の低減された日常生活が確立されています。
- 企業活動においては、資源消費量や廃棄物発生量が少ない事業スタイルが定着し、廃棄物を循環資源とする技術及びシステムが確立され、資源の調達・加工・流通・消費の各段階における環境負荷が低減し、減量、リサイクル処理過程での新たな資源・エネルギーの投入量を減少させる技術が普及し、余剰エネルギーが有効活用され、温室効果ガスの発生も抑制されています。

【用語】

*ゼロエミッション

製造工程で出るゴミを、他の製造工程や産業で原料として再利用することによって、産業から排出される廃棄物のゼロを目指す活動のこと。

*カーボンフットプリント

一つの商品における原料の採掘や栽培、製造、加工、包装、輸送、および、購買・消費されたあとの廃棄に至るまでの、それぞれの段階で排出された温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）などの総合計を重量で表し、商品に表示すること。

第3章 環境施策の基本方針

第2章第3節で描いた京都府が目指す環境像・社会像の実現は、化石燃料に依存し、大量生産・大量消費・大量廃棄によって物質的な豊かさを享受してきたこれまでの社会・経済、換言すれば“20世紀型の石油文明”から、将来にわたって持続可能な社会・経済への転換を意味しています。

このような構造的転換を成し遂げるためには、従来の環境対策の枠組みを超えて、例えば、環境対策が新しい市場(グリーンマーケット)や雇用を生み出したり、再生可能エネルギーの導入が過疎地域の活性化を呼び起こしたり、公共交通網の整備がCO₂の排出削減とともに高齢者の移動手段の確保につながるというように、様々な対策を相乗便益(コベネフィット)の視点を踏まえて統合し展開していくことが必要です。

科学的知見によれば変革のために残された時間は、決して長くはないと言われています。

私たちは、すでに直面しつつある現実から目を反らせることなく危機感を共有し、持続可能な社会・経済を築いていくための道筋を選択し、それに沿って確実に歩んでいかなければなりません。

このような考え方に立って、京都府は、長期的な視点から2050年頃の環境像・社会像を掲げるとともに、その実現に向かって今後取り組むべき環境施策の基本方針を示し、総合的で実効ある施策を展開していきます。

基本方針

**持続可能な社会の実現をめざして、
京都の知恵と文化を活かし、
自然と共生する美しい都市(まち)と美しい地域(むら)を創る**

- 京都府には、面積の4分の3を占める森林をはじめ海や川、里地・里山などの豊かな自然があります。そこには、それぞれの地域の特性を活かした農産物や特産品、多彩な行催事などに見られるように、自然の恵みと生活の営みの深いつながりが醸成されています。また、1000年の都としての歴史をもつ京都には、町家や打ち水など京都の風土に根ざした伝統的な生活様式や暮らしの知恵が受け継がれています。

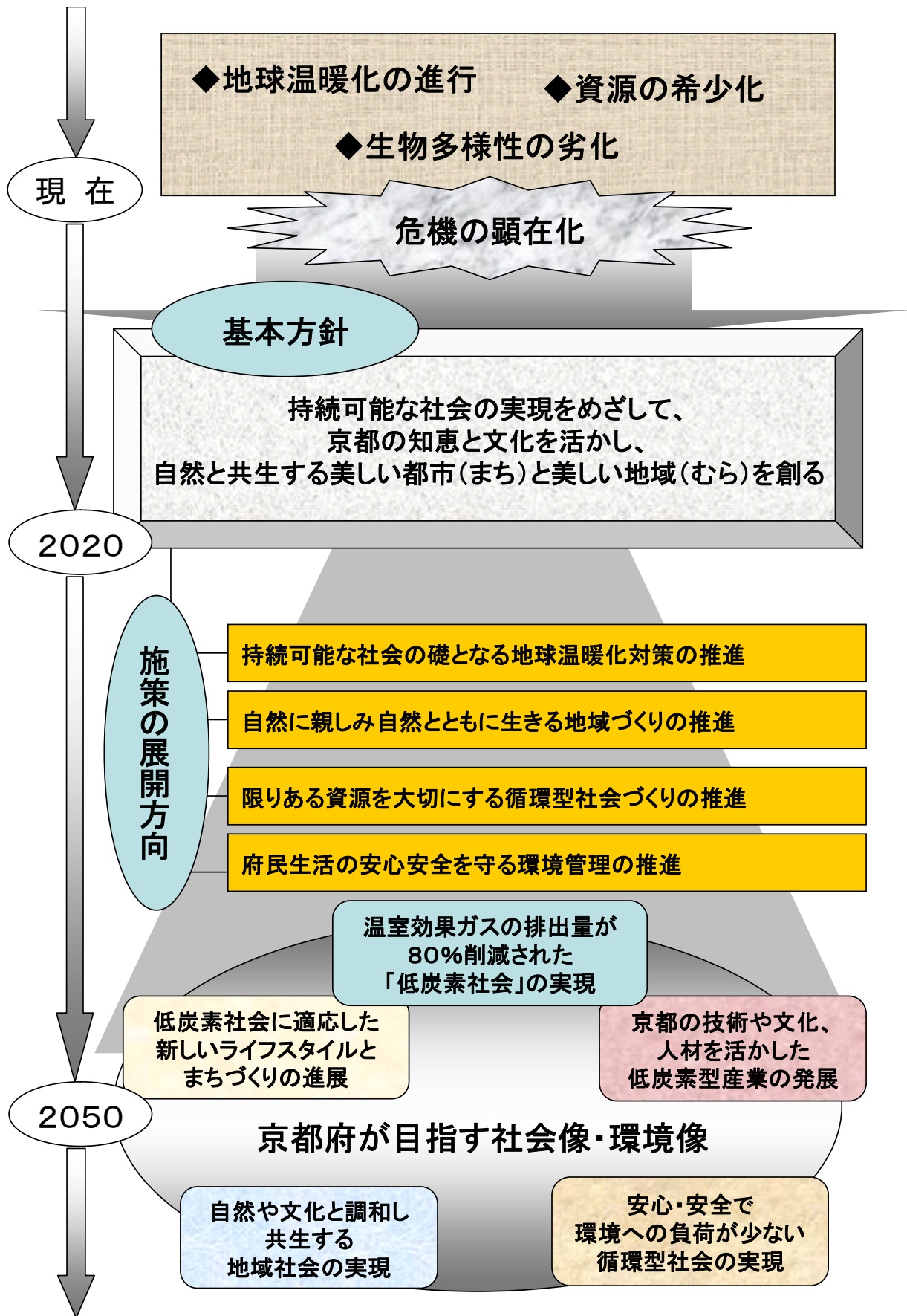
- 環境像・社会像として描いた持続可能な社会は、経済的な豊かさを追い求めるだけでなく、地域の自然や文化を基軸として、生活の質や心の豊かさを大切にする社会に転換していくことによってはじめて可能となるものです。

そのためには、京都に蓄積されてきた「人は自然の一部である」という価値観や自然の変化をありのままに受け入れ暮らしの中に取り入れる文化性、「もったいない」や「しまつ」といった慣習に息づく暮らしの知恵などを活かしていく必要があります。

- また、社会や経済を変革していく取組は、一人ひとりの暮らし、地域での活動、事業活動のあり方を見つめ直し、そこを起点として進められてこそ可能となるものです。

そのためには、府民をはじめ地域団体やNPO、企業、大学など地域を構成する様々な主体と課題を共有し、現場とともに考え、行動していく必要があります。

- このような考え方のもと、京都府の環境行政は、21世紀半ばの持続可能な社会の実現を展望しつつ、産業、交通、都市、社会基盤などあらゆる分野の政策との協調・統合により、自然と共生する美しい都市づくり・地域づくりを進めることを基本方針（ミッション）とします。



第4章 環境施策の目標及び展開方向

第1節 課題別の目標及び施策の展開方向

前章で掲げた基本方針に基づき、環境問題に関連する諸課題に対応した目標を設定し、その達成に向かって着実に施策を展開します。

1. 持続可能な社会の礎となる地球温暖化対策の推進

目標 ①京都府内の温室効果ガス排出量を、平成42年度（2030年度）までに、平成2年度（1990年度）と比べて40%削減することを中期的な目標とします。
②この中期的な目標を着実に達成するために、中間年である平成32年度（2020年度）までに25%の削減を目指します。
③京都府内各地域の特性を活かして、化石燃料に依存することなく快適な府民生活や活発な産業活動が可能となる社会・経済モデルを創ります。

- 地球全体の平均気温の上昇を産業革命以前から2℃を超えないようにすべきとの科学的見解に基づき、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも50%削減すること、先進国全体で1990年又はより最近の複数の年と比べて、2050までに80%以上削減することが必要との認識が国際社会において共有されつつあります。また、石油資源の枯渇等によって、2050年頃には温室効果ガスの排出量が80%以上削減された社会が不可避免的に現実のものになることが予想されています。
- 低炭素化に向けた時代の大きな変化に、京都府の社会・経済がいち早く的確に適応していけるよう、京都府内の温室効果ガス排出量を、平成42年度（2030年度）までに平成2年度（1990年度）と比べて40%削減することを目標とします。
この目標を着実に達成するためには、中間点となる平成32年度（2020年度）までに25%の削減を目指すことが必要であり、そのための総合的な対策を進めます。
- 温室効果ガスの大幅削減は、社会・経済のあり方そのものに関わる問題であり、京都府の対策のみにより達成できるものではありません。国のエネルギー、産業、森林、国土利用など幅広い分野の政策が地球温暖化対策として整合をもって実施されることが重要であり、その場合に産業界や国民による相応の負担も必要です。したがって、京都府における取組の推進と合わせて、国民の選択と合意のもとに国において根幹的な対策が実施されるよう働きかけていきます。

施策展開の方向

■ 家庭における省エネルギー・創エネルギー対策の推進

- ・ 家庭部門における温室効果ガスの排出量を削減するため、省エネルギー行動の更なる普及浸透とともに、住宅の環境性能の向上、照明・空調・給湯・厨房設備の高効率化、家電製品の高効率化、太陽光・太陽熱など再生可能エネルギーの導入を進めます。
- ・ 住宅の環境性能を高めるため、住宅の省エネリフォームに関する情報の提供や相談・アドバイスのほかエコポイント事業や低利融資などの支援策を推進します。
- ・ 照明・空調・給湯・厨房等の設備の高効率化を促進するため、府民への的確な情報提供を行うとともに、家庭での省エネによる環境価値を評価するエコポイント事業の活用を進めます。
- ・ 家電製品の高効率化を促進するため、販売店と協力して、省エネラベルの表示による情報提供や、省エネマイスターの設置等による相談体制を充実させます。
- ・ 家庭用の太陽光・太陽熱など再生可能エネルギーの導入を促進するため、国の再生可能エネルギーに関する固定価格買取制度等と連携した導入支援策を行います。
- ・ 家庭の省エネルギー行動を促進するため、インターネット環境家計簿や夏休み省エネチャレンジなどの啓発を推進するとともに、電力・ガス使用量の見える化、自動制御システムなどの新技術の導入を促進します。

■ 事業活動における対策の推進

- ・ 事業活動による温室効果ガス排出量を削減するため、製造業における熱源・動力源等生産設備の高効率化や燃料転換、環境マネジメントによる生産工程の改善、サプライチェーンマネジメント*や輸送方法等の改善を促進します。
また、商業・サービス業や事務管理部門のオフィスなどにおいては、建築物の断熱化、照明・空調・給湯等設備の高効率化、環境マネジメントによる省エネルギー行動などを促進します。

〔用語〕

*サプライチェーンマネジメント

物流システムをある一つの企業の内部に限定することなく、複数の企業間で統合的な物流システムを構築し、経営の成果を高めるためのマネジメントのこと。

- ・ 中小企業の対策を促進するため、省エネアドバイザーのほか専門的な知識・技術を有する企業退職者などによる診断体制の確立やK E S 認証^{*}の普及促進を進めるとともに、中小企業の温室効果ガス削減による環境価値（カーボンクレジット）を大企業が活用する京都府独自の排出量取引制度の構築など地域産業の実態に適応した仕組みづくりを行います。
- ・ オフィスや商業施設、工場などの一定規模以上の大規模建築物については、新築や増改築の機会を捉え、排出量削減計画書・報告書の提出を求め、建築物の断熱化や省エネルギー型の照明・空調・給湯等設備、太陽光発電設備等の導入などを促進します。

■ 運輸交通に関する対策の推進

- ・ 運輸事業者や企業、市町村等との連携により、人や物の移動手段として自動車利用から公共交通機関への転換を促進します。
- ・ パークアンドライドやカーシェアリング、デマンドバス^{*}網など、自動車交通を抑制する新たな仕組みの導入を促進します。
- ・ 自動車交通においては、電気自動車等次世代自動車への転換が図られるよう、充電インフラなどの基盤整備や国の補助金制度と連携した導入支援策を推進します。

■ 森林による二酸化炭素吸収源対策の推進

- ・ 森林の二酸化炭素吸収機能を高めるため、間伐の促進等による健全な森林整備や保安林・自然公園の適切な管理・保全を推進するとともに、担い手となる林業就業者の育成を進めます。
- ・ 木材の需要拡大を通じて、持続可能な森林経営の条件を整えるとともに、木材を利用することで二酸化炭素を固定化し、大気中に排出しないようにするため、京都府内産木材のウッドマイレージCO₂認証制度^{*}の普及拡大、大規模建築物や公共事業、公共建築物における京都府内産木材の積極的な利用、森林バイオマス資源としての活用を推進します。
- ・ 森林から恵みを受けるすべての府民の参画と協働により、府民共有の貴重な財産である京都の森林を守り育てるためのモデルフォレスト運動を拡大します。

〔用語〕

*K E S 認証

中小企業をはじめ、あらゆる規模・業種の組織（企業・自治体・学校・家庭等）で取り組める京都発の「環境マネジメントシステム」。（平成22年3月末現在3,271件を認証登録）

*デマンドバス

利用者のデマンド（需要、要求）にあわせて基本路線の外の迂回路線を経由する路線バスの運行形態のこと。

*ウッドマイレージCO₂認証制度

木材の量（材積）と輸送距離、それから輸送手段の係数を掛け合わせることで算出される、木材の輸送過程で排出される二酸化炭素量を示す環境指標こと。

■ 再生可能エネルギーの導入促進

- 再生可能エネルギーの導入を拡大するため、国のエネルギー政策との連携を図りながら、住宅への太陽光発電の設置を促進するとともに、一定規模以上の建築物への再生可能エネルギー導入や、小水力・風力・バイオマス・地熱など地域資源を活用した地域自立型、分散型による創エネルギー対策を推進します。
- 再生可能エネルギーの大量導入を可能とする技術基盤として、地域全体の電力需給の効率化と最適化を図るスマートグリッドの具体化を図るため、けいはんな学研都市において、家庭や事業所に太陽光発電を集中的に導入し、最適なエネルギーマネジメントを行う「けいはんな版スマートグリッド」の実証実験を実施します。

■ 低炭素社会に適応した環境産業の振興

- 低炭素社会への移行に伴って成長が期待される環境産業を重点的に育成・振興し、環境と経済・雇用の好循環につなげるため、京都の大学等に蓄積された知見（シーズ）と京都企業が得意とするものづくり技術を融合させ、省エネ機器や電気自動車等の部材製造（モーター、半導体、LED、電池など）、ナノテクノロジー*技術等を活用した素材開発、計測・分析・情報通信などの技術革新や新産業育成を支援します。
- 環境資源と資金が地域内で循環する仕組みを確立するため、自然エネルギーやバイオマスなどの環境資源を、地域企業や住民等が主体的に活用する事業化を促進し、地域分散自律型のエネルギー産業やバイオ新素材産業、エコ住宅産業などを育成します。
- 地域経済の活性化や雇用の創出を図るため、里地・里山・里海等の環境資源を徹底的に保全し、環境と農業、観光、医療等を結びつけた新たな産業形成を行います。

■ 環境配慮商品等の購入促進

- 環境への負荷の少ない物品やサービス（環境配慮製品）の普及を図るため、京都府としてグリーン調達を一層推進するとともに、企業や自治体、経済・消費者団体等が参画する「京都グリーン購入ネットワーク」と協力し、府民や事業者に対する情報提供などによりグリーン市場を拡大します。
- 環境配慮製品の需要拡大や地元産の農林水産物の地産地消を進めるため、ライフサイクルアセスメント*やフードマイレージ*、バーチャルウォーター*など、環境価値の見える化を促進するシステムを構築するとともに、地域での環境学習の場の充実や広報啓発を進めます。

〔用語〕

*ナノテクノロジー

物質をナノメートル（nm、1 nm = 10⁻⁹m）の領域において、自在に制御する技術のこと。

*ライフサイクルアセスメント

個別の商品の製造、輸送、販売、使用、廃棄、再利用までの各段階における環境負荷を明らかにする環境影響評価の手法のこと。

*フードマイレージ

食料の（= food）輸送距離（= mileage）」という意味。食品の生産地と消費地が近ければフード・マイレージは小さくなり、遠くから食料を運んでくると大きくなる。

*バーチャルウォーター

農産物・畜産物の生産に要した水の量を、農産物・畜産物の輸出入に伴って売買されていると捉えたもの。

■ 環境学習の推進

- ・ 地球温暖化をはじめとする、環境問題を府民が学習できるよう、科学的データや専門機関による分析、将来予測などの情報をあらゆる機会を通じて情報提供するとともに、京都府温暖化防止活動推進センターを中心に市町村等とも連携を図り、次世代を担う子ども達の環境意識を高めるため、学校や地域などでの学習機会の拡大を図ります。

■ 地域の特性を活かした持続可能な社会・経済モデルの構築

- ・ 大規模排出事業者や中小企業をはじめ森林整備を行う企業やNPO、家庭など地域全体で温室効果ガスの削減に取り組めるよう、国の国内排出量取引制度等の対策との連携を図りながら、京都府独自の排出量取引制度を構築します。
- ・ 地域の人材や情報、資源を活かして、持続可能な社会・経済モデルを構築するため、都市地域においては、公共交通機関の一層の充実等により、自動車利用の抑制を図るとともに、ヒートアイランド現象を緩和するための緑化の推進、スマートグリッドなどによる地域でのエネルギー利用の最適化、これらを具体化する技術開発や産業化などを推進します。
- ・ 農山漁村地域においては、森林や里地・里山・里海からの豊かな恵みを活かして、木材、食糧に加え、バイオマス、小水力・風力などの自然エネルギーの地産地消や事業化により、地域内で資源と経済が循環する仕組みづくりを進めます。
また、IT技術を活用して、農山村地域に居住しながら仕事ができる環境の整備や、地球環境との共生をめざすライフスタイルに関する情報を発信します。

■ 地球温暖化への適応策の推進

- ・ 温室効果ガスの排出削減のための対策の推進と併せて、気候変動に伴うゲリラ豪雨などの災害や農林水産業への悪影響の防止・軽減など、温暖化への適応策を進めます。

■ 京都議定書誕生の地から世界への情報発信

- ・ 「KYOTO地球環境の殿堂」や「京都環境文化学術フォーラム」を通じて、京都議定書の意義と精神を次代に継承するとともに、自然と文化を基軸とした新しい社会のあり方についての議論を深め、世界へ発信します。

2. 自然に親しみ自然とともに生きる地域づくりの推進

目標 ①府民が自然に親しむ場や機会を充実させるとともに、自然との共生の中で育まれてきた地域固有の文化や景観、暮らしの知恵などを継承し発展させます。
②府民協働により絶滅のおそれのある野生動植物の保全回復を進めるとともに侵略的外来生物の防除や増えすぎた野生鳥獣の個体数管理を行います。

- 食料や生活資材などの恵みを生みだし、美しい景観を形成し、祭りなどの地域文化を育ててきた京都の自然は、人が適切に関わることで維持されてきた里地、里山、里海と言われる空間です。生活様式の変化や農林水産業の衰退に伴って、これらの自然の劣化が加速度的に進んでいます。
- 里地、里山、里海などの自然を守るため、農山村地域においては、里力再生の取組と連動しながら、放置森林等の解消を進め、都市部においては、水と緑のネットワーク形成を図り、人と自然との関わり方を見直していきます。
また、身近な自然と触れ合うことのできる場の整備や、自然環境学習のプログラムの充実を図ります。
- 府域に生育・生息する野生動植物約11,000種のうち約800種が絶滅の危機にあることから、多様な主体の協働を軸にして、絶滅の危機にある種とその生息環境を保全していきます。さらに、農林業への被害のほか地域の生物多様性にとっても脅威となっている有害鳥獣は適正な生息数まで低減させ、侵略的外来生物の防除対策を進めます。

施策展開の方向

■自然とのふれあいの機会の充実

- ・ 府民が自然とふれあう機会を創出するため、生態系に配慮し観光客等のニーズも踏まえながら、自然公園等における休憩施設や地域の自然等の解説板の整備を計画的に進めるとともに、棚田や里山などにおける農林漁業体験プログラムを充実します。
- ・ 豊かな自然を教材とする環境学習を普及するため、自然公園指導員等による観察会の開催を進めます。特に、「丹後海と星の見える丘公園」における環境学習に関するノウハウを最大限活用し、地域の小中学校などと連携を強めながら、自然との共生を実地体験できる学習活動を展開します。
- ・ 「自然公園ふれあい全国大会」の開催（平成21年9月）を機に気運が高まりつつあるエコツーリズムの普及定着を図るため、地域の自然の解説者（インタープリター）となる地元ガイドを計画的に養成するとともに、子どもの自然学習や定年退職後の高齢者の健康づくり等をターゲットにしたエコツアーコースを整備します。

■生命を育む自然の保全と創出

- ・ 里地・里山・里海など人間が関わることにより形成され維持されてきた自然を保全
・ 継承するため、多様な主体の連携によるモデルフォレスト運動や、地域固有の自然環境の保全の活動の促進、環境にやさしい農林水産業の普及などを進めます。
- ・ 各地域の美しい風景やそこに生育生息する動植物の生態系を保全するため、自然公園区域や自然環境保全地域等においては、法令に基づく開発規制の徹底、自然と接するマナー啓発などを行い適切な保全と利用を進めます。
- ・ 山陰海岸においては、貴重な地質遺産を保全するとともに、それらを活用した環境学習や観光振興の取組をジオパークの活動として展開します。また、近畿有数の貴重な原生的自然である由良川上流域については、その学術的価値を評価し、地域の理解と協力を得ながら、自然公園等の指定を検討します。
- ・ 都市部においては、ヒートアイランド現象を緩和するため、緑の募金を活用した地域の緑化活動への支援や、地球温暖化対策条例に基づく建築物等緑化促進制度による建築物等の緑化を進めます。
- ・ 公共事業による環境への負荷を低減するため、京都府が実施する公共事業について、「『環』の公共事業行動計画ガイドライン」に基づき、地域のあるべき環境像を明らかにしたうえで、構想や計画、実施の各段階で、地域の自然や文化との調和について点検と評価を行います。さらに『環』の公共事業の取組を、市町村の公共事業にも拡げていきます。

■生物多様性の保全

- ・ 京都府域の生物多様性を保全するため、大学や自然保護団体の保有するデータ、環境アセスメントにおける調査データ等を時系列の地理情報として集約整理し、生物多様性保全のための基礎資料として活用する仕組みを確立するとともに、これらのデータを府民に提供し、環境学習や保全活動に活用する拠点機能の整備を検討します。
- ・ 京都府域の希少野生動植物種の保全回復を図るため、「絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」に基づく府民協働による生息地等保全活動制度を活用し、アユモドキやオオキンレイカなどの保全回復を進めます。
- ・ 外来生物による生態系等への被害を防止するため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく市町村防除計画の策定を促進し、アライグマなど侵略的外来生物の防除を進めます。

3. 限りある資源を大切に作る循環型社会づくりの推進

目標 ①府民生活や産業活動の中に、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（3R）の考え方や仕組みを浸透させ、廃棄物の発生量や最終処分量を抑制します。
②廃棄物の不法投棄を撲滅します。

- 一般廃棄物については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）の施行等による分別収集や再利用・再生利用の取組の進展を踏まえ、最終処分量の削減に向けた取組を更に促進します。
- 産業廃棄物については、事業所における廃棄物の発生抑制の取組を支援するとともに、新たな資源の循環システムをつくり、従来廃棄物として処分されていた排出物を原材料とするなどの取組を促進します。また、環境負荷の少ない減量・リサイクル新技術を普及し、循環型産業の発展を支援します。
- 不法行為に対する効果的な監視・指導の実施、美化活動や不法投棄監視等の住民による取組の促進や啓発により廃棄物の不法投棄等を撲滅します。

施策展開の方向

■廃棄物の発生量・最終処分量の削減

- ・ 府民生活における3Rーリデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)ーを進めるため、市町村と連携して「クリーン・リサイクル運動」を進めます。
- ・ 産業活動における3Rを進めるため、産業界、廃棄物処理業界、大学研究機関、行政等のネットワークを強化し、3R技術の開発や普及を促進するとともに、情報提供や技術支援を含む新たな資源循環システムの基盤となる「廃棄物減量・リサイクルセンター」を設置します。

- ・ 廃棄物の減量化と資源の有効利用を図るため、事業者が、製品の開発・設計段階から使用済み製品の回収・リサイクルや使用後の廃棄物処理などにまで責任を負う拡大生産者責任の考え方に基づく制度整備や施策の推進を国に対して要請します。
- ・ 産業廃棄物の最終処分量を削減し、環境への負荷を軽減するため、最終処分される産業廃棄物に課税し、その税込で産業活動における3Rの取組を支援します。

■ 廃棄物の適正処分

- ・ 廃棄物の発生抑制・減量・リサイクルを推進してもなお残る廃棄物は、熱エネルギーとしての利用を促進するとともに、適正処分するため、最終処分場の確保を推進します。
- ・ 災害時における廃棄物の適正処理を図るため、廃棄物の大量発生に備えた防災計画の策定や関係団体との協定の締結などの体制整備を推進します。

■ 不法投棄等の撲滅

- ・ 不法投棄事案に対する早期発見・早期対応を図るため、市町村、他府県、警察等の関係機関との連携・協力体制を強化します。
また、悪質事案には行政処分や刑事告発を行う等徹底した対策を講じます。
- ・ 不法投棄を防止するため、「不法投棄等撲滅京都府民会議」を中心に、地域住民やNPO等と協働して、河川や道路をはじめとした地域美化清掃活動などの啓発活動を活発化し、「不法投棄をしない、させない、許さない」府民意識の向上を図ります。
- ・ 海岸漂着物等の円滑な処理を図るため、国、市町村、府民等と連携して、地域計画を策定し、処理体制の確立及び効果的な発生抑制のための仕組みづくりを推進します。

4. 府民生活の安心安全を守る環境管理の推進

- 目標** ①京都府域の大気、水質、土壌などの総合的な環境管理を強化し、全ての環境基準を達成します。
- ②戦略的環境アセスメントを導入するとともに、環境リスク事案の発生の未然防止等により、環境負荷を低減します。

- 大気環境について、低公害車の普及や工場排ガス規制の徹底等により、環境基準の達成・維持はもとより、より低い濃度の達成を目指します。光化学スモッグについては、注意報発令日ゼロを目指します。
- 水質環境については、京都の里海ともいえる日本海側の閉鎖性水域の水質を改善し、環境基準の達成を目指します。
- 騒音・振動等の地域生活に密接に関連した環境問題については、市町村等と綿密に連携し、一層の低減と早期解決に努めます。
- 戦略的環境アセスメントを導入し、事業の早期段階における環境配慮を徹底します。
- 土壌や化学物質等に関する環境リスク管理を徹底します。

施策展開の方向

■大気・水環境の保全

- ・ 工場等から排出される大気汚染物質・水質汚濁物質の削減を図るため、工場・事業場への立入検査、COD^{*}、窒素、リンの総量削減指導などを推進します。
- ・ 自動車を発生源とする窒素酸化物、粒子状物質や二酸化炭素の排出削減を図るため、電気自動車などの次世代自動車への転換、公共交通機関の利用促進（モーダルシフト）、徒歩や自転車で移動できるまちづくりなどを進めます。
- ・ 光化学スモッグを防止するため、近隣地方公共団体と連携し、原因物質であるVOC^{*}規制を強化します。
- ・ 里海を保全するため、閉鎖性水域における水質汚濁メカニズムを解析し、その結果に基づく効果的な対策を実施します。

■生活環境の保全

- 地域における騒音対策など生活環境の保全対策を的確に実施するため、市町村職員のスキルアップ研修などの技術的支援を強化します。
- 道路騒音、新幹線鉄道騒音を低減するため、騒音の監視を行うとともに、交通流対策や道路構造を改善し、自動車や車両の低騒音化対策を促進します。
- 各種事業において環境保全の配慮を徹底するため、環境に著しい影響を及ぼす事業の位置、規模の選定など計画段階における戦略的環境アセスメントを推進します。
- 人の健康被害や生態系への悪影響を防止するため、P R T R（化学物質排出移動届出制度）を活用して事業所における化学物質の自主管理を一層推進します。
また、アスベストやダイオキシン類をはじめとする有害化学物質の適正管理とリスクコミュニケーションにより工場等のリスク情報の地域との共有化を推進します。
- 土壌汚染を防止するため、汚染の拡散防止等の適切な管理を事業者を実施させるとともに、実態や対策にかかる情報公開を進めます。

【用語】

*C O D

化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）の略。水中の被酸化性物質を酸化するために必要とする酸素量で示したもの。代表的な水質の指標の一つであり、酸素消費量とも呼ばれる。

*V O C

Volatile Organic Compounds 揮発性有機化合物の略。揮発しやすく大気中で気体となる有機化合物の総称で、光化学オキシダントの原因物質の1つ。

第2節 地域別の施策の展開方向

内陸部から日本海に至る京都府域は、日本を代表する歴史や伝統文化の蓄積を有し人口・産業などの高次都市機能が集積する京都都市圏、新都市として熟成しつつある関西文化学術研究都市、経済の停滞や若年層の流出などに直面する地方都市、過疎高齢化が進む農山漁村など、様々な地域特性を有しています。

したがって、低炭素社会に適応した持続可能な社会・経済のしくみを構築するためには、画一的な方法ではなく、それぞれの地域に適した方法を選択することが必要です。

また、持続可能性という観点からは、単に資本を投下するだけでなく、投下された資本が地域内で循環するモデル的な仕組みを創出していく必要があります。そのためには、それぞれの地域が有する「自然」、「伝統」、「文化」、「産業」、「人材」などの資源を把握し、それを効果的に組み合わせていく戦略が必要です。

このような視点から、京都府域を丹後、中丹、南丹、京都都市圏、山城のおおむね5つの圏域で捉え、それぞれの環境特性を踏まえた施策の方向性を明らかにします。

丹後地域

<地域の環境特性>

- ・日本海の沿岸海域や閉鎖性水域である阿蘇海など里海の水質、生態系、海岸線の景観などの保全が、環境面からだけでなく、観光振興や地域づくりの面からも重要とされている。
- ・日本三景の一つである天橋立をはじめ風光明媚な景観をもつ沿岸部は国定公園や国立公園に指定され、観光資源として活用されている。
- ・内陸部には、和紙や炭等に利用されてきた生活資源林の里山が広がっている。また、棚田と笹葺き民家などが織りなす特色ある景観を持つ集落が形成されているが、過疎化の進行が著しい。
- ・「丹後海と星の見える丘公園」、「丹後上世屋内山自然環境保全地域」、「山陰海岸ジオパーク」など、地域の自然資源を活かして多彩な体験型環境学習を提供できる施設や施策が整いつつある。
- ・太陽光・太陽熱のほか、風力、バイオマス、波力など、多様な再生可能エネルギーを活用した地域づくりや新産業創出の可能性を有している。

<施策の方向>

■里海・里山・里地など、丹後の自然を守り活かす地域づくり

- ・ 山陰海岸ジオパークの世界ジオパークネットワーク加盟や天橋立の世界文化遺産登録を目指した活動を通じて、丹後地域の自然や生活文化を再発見するとともに、それらを保全、再生、継承、活用する取組を、地域の様々な主体との協働により推進します。
- ・ 「丹後海と星の見える丘公園」などを活用し、自然共生・循環型社会システムの体験・学習の場と機会を創出します。
- ・ 海岸漂着ゴミ対策や閉鎖性水域の水質改善・浄化など、里海の環境保全のための対策を推進します。
- ・ NPO等によって取組が進められている廃食油等の再資源化や、冬期の寒冷な気候に適応した住宅の断熱化など地域の特性に適応した温暖化対策を促進します。

■環境を軸にした農林水産業や観光など地域産業の再構築

- ・ 丹後地域の海、森林、温泉、農作物などの資源を環境学習や健康づくりなどの視点から再評価・活用し、観光産業等と連携させることにより、地域の活性化につなげます。
- ・ 公共事業による木材利用や間伐材による魚礁の設置など、地域産木材の利活用の用途拡大を図り、地域における資源循環システムの形成を目指します。

■再生可能エネルギーやバイオマスの活用による新産業の創出

- ・ 多収穫米を活用したバイオプラスチックの製造など地域に芽生えつつある低炭素型の新産業を育成します。
- ・ 持続可能な社会のモデルとなるエネルギー自立型の地域社会づくりを目指して、再生可能エネルギー産業の創出に向けた取組を支援します。

中丹地域

<地域の環境特性>

- ・地域を貫流する由良川の流域では、豊かな自然や生態系、それらと深い関わりを持つ生活文化が継承されている。
- ・福知山、舞鶴、綾部の都市地域や長田野、綾部等の工業団地、舞鶴港湾地域などでは生活や産業活動による環境負荷の低減を図るため、廃棄物の減量化や適正処理、資源循環管理などの取組が先駆的に進められている。
- ・森林は、戦後植林されたスギ・ヒノキの割合が他の地域に比べ高い。京阪神大都市圏との近接性から都市住民による農村地域へのエコツーリズムが注目を浴びつつある。

<施策の方向>

■由良川や舞鶴湾の豊かな自然環境と調和した地域づくり

- ・都市と農村の住民等による情報交換や交流ネットワークづくりなどを進めるとともに、農山村の生活環境の改善、就労の場となる地域産業の創出などを通じて、自然と共生しながら定住できる地域づくりを促進します。
- ・由良川や舞鶴港の水質を保全するための生活排水処理施設等の整備や、住民による地域の自然や環境を保全・活用するための多様な取組を促進します。

■農山村の生活文化を守り伝えるエコ・ツーリズムの展開

- ・若狭湾国定公園、丹後天橋立大江山国定公園の一角を構成する大江山連峰などの自然や景観を保全するとともに、それらを活用し、棚田の田植え体験など農山村生活や農林業体験と組み合わせたエコツーリズムを展開し、地域の活性化につなげます。

■工業団地を中心とする資源循環型システムの確立

- ・工業団地において、企業間の連携による廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化などゼロエミッションの実現に向けた取組を促進するとともに、環境配慮型企業の誘致を推進します。
- ・地域資源循環型農業による地産地消の取組を支援するとともに、放牧による遊休農地の解消や獣害対策など、環境保全につながる畜産を振興します。

南丹地域

<地域の環境特性>

- ・ 京都都市圏の外延部に位置し都市化が進行する地域と、森林や農地が大部分を占め人口の過疎化・高齢化が進む地域とが併存している。
- ・ 森林や畜産を源泉とするバイオマス資源の利用や小水力などの再生可能エネルギーの活用が取組が進められている。
- ・ 森林は良質なスギ、ヒノキなどの人工林が多く、里地には茅葺民家など特色ある集落が存在している。また、貴重な原生的自然を残した芦生原生林が残されている。
- ・ 大都市圏との近接性から、周辺の山間部などにおいて、廃棄物の不法投棄が行われる危険性が高い。

<施策の方向>

■丹波高原の豊かな森林資源の保全と活用

- ・ 間伐等森林整備を推進するとともに、京都府内産木材を地域で使う「ウッドマイレージCO₂認証制度」やモデルフォレスト運動の取組を推進します。
- ・ 木製治山ダムの設置やペレット*化など、豊富な森林資源を有効に活用します。
- ・ 水土保持や生態系などの森林環境を守るとともに、将来の森林を担う人材を育成するため、市町村や地域住民、事業者等と連携した取組を推進します。

■地域資源循環型農業の先進地づくり

- ・ 地産地消を拡大し、輸送エネルギーの低減による環境負荷の低い農業経営を推進します。また、地域住民や農業者、事業者、大学等の協働による環境価値を付加した農産物の生産・流通や食育との連携などの創意工夫にあふれた取組を支援します。
- ・ 家畜排泄物の堆肥化等による耕畜連携、農業体験学習や学校給食での新鮮・安全な地元農産物の利用を促進します。

〔用語〕

*ペレット

おが屑や鉋屑などの製材廃材や林地残材、古紙といった木質系の副産物、廃棄物を粉碎、圧縮し、成型した固形燃料のこと。

■地域の自然と文化と生態系を守る協働活動の展開

- ・ 「かやぶきの里」など日本の原風景ともいえる景観や、アユモドキの生息に代表される希少野生動植物の保全活動を支援します。
- ・ 由良川源流域の芦生原生林や、桂川源流域の古くから守られてきた森林など、豊かな自然の保全を促進します。

京都都市圏

<地域の環境特性>

- ・ 北山、西山、東山の三山に囲まれ、京都盆地の中央を鴨川が貫流する山紫水明の地であり、京都都市圏の中心部を形成する既成市街地を中心に、町家や打ち水など、自然と共生する生活文化や暮らしの知恵が継承されている。
- ・ ヒートアイランド現象や交通渋滞、騒音、光化学スモッグなどの都市型の環境問題が発生している。
- ・ NPOや企業、地域などの様々な主体が、環境保全のための活動を活発に展開している。
- ・ 環境技術に優れた企業や環境に関する知見を有する大学・研究機関が集積している。

<施策の方向>

■低炭素社会に適応した都市政策の推進

- ・ 公共交通ネットワークの整備を進めるとともに、自動車利用の抑制を促すモビリティ・マネジメント*などの施策を、地域、学校、企業、観光客など幅広い対象と連携しながら拡大し、移動手段として自動車に依存しない都市づくりを促進します。
- ・ 都市圏全体を俯瞰した公共交通ネットワーク、道路ネットワークの整備を促進します。
- ・ 世界から訪れる観光客が、公共交通機関と電気自動車等のタクシー・レンタカーで回遊できる「エコ観光」の取組を推進します。
- ・ ヒートアイランド現象を緩和し、快適かつ環境に優しい都市づくりを実現するため、都市緑化や遮熱性舗装などを促進します。

- ・ 町家など、古くからの暮らしの知恵・技術が今日に引き継がれている家屋や街並みの保全に向けた取組を促進します。

■自然と共生する新しいライフスタイルの提案

- ・ NPOや企業、様々な地域の団体等と連携して、自然を暮らしの中に取り入れる知恵や長い歴史の中で培われてきた文化的蓄積を活かした新しいライフスタイルを全国・世界に提案し発信します。
- ・ 「KYOTO地球環境の殿堂」や「京都環境文化学術フォーラム」を通じて、京都議定書の意義と精神を次代に継承するとともに、自然と文化を基軸とした新しい社会のあり方についての議論を深め、世界へ発信します。

■大学・企業等の力を結集した先端環境技術の開発促進

- ・ 地球環境に貢献し、京都経済を牽引する低炭素型産業の創出と育成を図り、新世代電池、太陽光・風力・バイオマス等の新エネルギーをはじめとする環境対応技術の研究・開発・産業化のグローバル拠点の形成を目指します。

【用語】

*モビリティ・マネジメント

多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域のモビリティ（移動状況）が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す取組みを指す。

山城地域

<地域の環境特性>

- ・京都都市圏に包含され都市化が進展している地域では、ヒートアイランド現象など都市に共通する環境問題が発生している。また、京都と奈良を結ぶ地理的条件を背景として、木津川流域を中心に社寺林など歴史・文化的要素をもつ自然が多く残されている。
- ・けいはんな学研都市においては、国際的な研究開発拠点としての発展可能性を最大限に発揮しながら、最先端の環境関連技術などの研究開発や新産業の創出に向けた取組が行われるとともに、「持続可能なモデル都市づくり」が進められている。
- ・環境問題に取り組むNPOや地域団体などの活動が活発化してきている。
- ・大都市圏との近接性を背景として、府県境や山間部の道路沿線などで廃棄物の不法投棄が行われる危険性が高い。

<施策の方向>

■地域の歴史文化を伝承する自然環境の保全と継承

- ・男山（天然照葉樹林と真竹が織りなす歴史景観）、当尾（藤原文化の様式を伝える庭園や建築等と一体となった自然環境）、鷲峰山（山岳霊場の地として古くから自然が保持）など、自然環境と歴史遺産が一体となって優れた歴史的風土を形成している地域を、市町村や地域の団体等と連携しながら保全します。

■けいはんなエコシティの推進

- ・けいはんな学研都市において、住宅地における太陽光発電の大規模導入等のエネルギー利用を最適化する「スマートグリッド」を構築するとともに、環境・エネルギー分野の研究開発や新産業創出を促進します。
- ・電気自動車等の導入促進や充電インフラの整備・ネットワーク化、カーシェアリング等により、低炭素型次世代交通システムの構築を目指します。
- ・街区全戸への太陽光発電の導入をはじめ、最新の新エネ・省エネ技術の導入や緑豊かなまち並みの形成、地域ぐるみの環境保全活動など、今後のまちづくりのモデルとなる「環境共生住宅（モデル街区）」の整備を目指します。
- ・地球温暖化防止活動や里山保全活動など、地域ぐるみの環境保全活動の協働・実践の場となるプラットフォームづくりを目指すとともに、けいはんな学研都市に立地する研究機関・企業や大学と連携し、環境教育や環境学習の取組を進めます。

■住民協働による多様な環境保全活動の展開

- ・ 里山などの自然環境を守るため、放置竹林の拡大防止などの取組をNPO等と連携して実施するとともに、自然とのふれあいの場、環境学習の場として活用を図ります。
- ・ 多様な野生動植物の生息・生育地となっている河川・葭原よしはらなど良好な水辺環境を住民と協働して、適正に保全・整備します。
- ・ 様々な環境保全に関わるNPOをはじめ、事業者や学校などが求める必要な情報を提供できるシステムを構築し、自主的な環境保全・創造活動や環境学習を促進します。

第5章 計画の推進に向けて

第1節 府民、NPO、企業、大学等との協働

環境を守り育てる取組は、個々人やひとつの組織だけでできるものではありません。一人ひとりが環境の大切さに気づき、家庭や地域、学校、職場などで、互いに意見を交換し、交流を深め合い、意識を共有しながら進めることが大切です。

そのために、府民、NPO、企業、大学等がそれぞれの役割を果たしながら、一人ひとりの理解や共感を得て、様々な主体間での意識の共有と協働を可能とする基盤（プラットフォーム）を構築し、自主的、主体的な取組を支援していきます。

第2節 人材の育成

環境保全活動の継続的な展開やまちづくりを進めるために、人材の育成が重要です。

身近な自然に親しむことや、スローライフ、旬産旬消、緑化、省エネルギー、エコドライブなど、安心安全な衣食住や余暇の過ごし方、働き方に至るまで、多くの方が環境にも健康にも良い暮らしを実践することができるよう、環境学習のためのプログラムづくりや仕組みづくりを推進していきます。

第3節 様々な分野の政策の連携と統合

環境目標を達成していくためには、環境分野のみならず様々な分野の政策の関わりが不可欠です。環境負荷をできるだけ少なくしつつ、経済・雇用を維持・向上し、人々が生き生きと暮らすことのできる持続可能な社会を築いていくために、都市計画や交通政策、農林水産業政策や商工業政策など、関連し合う政策を連携・統合し、各政策分野を担う組織や機関の情報共有やコミュニケーションの促進を図ります。

第4節 計画の推進と実効性の確保

変化がさらに加速していくであろうこれからの時代の環境課題に的確に対応していくため、本計画に記載した基本方針や施策展開の方向に基づき、機動的に個別の条例の制定や個別計画を策定・改定するとともに、課題別のアクションプランによるPDCAサイクルを活用して実効性を確保し、柔軟かつ創造的に施策を推進していきます。